

2022年4月4日

各 位

会 社 名 株式会社ビケンテクノ 代表者名 代表取締役社長 梶山 龍誠 (コード:9791 東証スタンダード市場) 問合せ先 取締役経営企画室長 神月 義行 (TEL. 06-6380-2141)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第59回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日 (水曜日)定款変更の効力発生日 2022年6月29日 (水曜日)

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	(下級部分は変更固所を示しております。)
現 行 定 款	変更案
第3章 株主総会	
(参考書類等のインターネット開示)	
第14条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、	連 (削 除)
結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべ	
事項に係る情報を、法務省令の定めるところ	
より、インターネットで開示することができ	
<u>5.</u>	-
(新 設)	(電子提供措置等)
(7)1 847	第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総
	会参考書類等の内容である情報について、電
	子提供措置をとるものとする。
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法
	務省令で定めるものの全部又は一部につい
	て、議決権の基準日までに書面交付請求をし
	た株主に対して交付する書面に記載しないこ
	た休主に対して交割する青曲に記載しない。 とができる。
	<u> ∑™ (50°</u>
(立に ⇒几)	7/4 Fu
(新 設)	<u>附 則</u>
(新 設)	
	(電子提供措置等に関する経過措置) 第1条 変更前定款第14条(参考書類等のインター ネット開示)の削除及び変更後定款第14条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部
	(電子提供措置等に関する経過措置) 第1条 変更前定款第14条(参考書類等のインター ネット開示)の削除及び変更後定款第14条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部 を改正する法律(令和元年法律第70号)附
	(電子提供措置等に関する経過措置) 第1条 変更前定款第14条(参考書類等のインター ネット開示)の削除及び変更後定款第14条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部 を改正する法律(令和元年法律第70号)附 則第1条ただし書きに規定する改正規定の施 行日(以下、「施行日」という。)から効力
	(電子提供措置等に関する経過措置) 第1条 変更前定款第14条(参考書類等のインター ネット開示)の削除及び変更後定款第14条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部 を改正する法律(令和元年法律第70号)附 則第1条ただし書きに規定する改正規定の施 行日(以下、「施行日」という。)から効力 を生ずるものとする。
	(電子提供措置等に関する経過措置) 第1条 変更前定款第14条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更後定款第14条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附 則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月
	(電子提供措置等に関する経過措置) 第1条 変更前定款第14条(参考書類等のインター ネット開示)の削除及び変更後定款第14条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部 を改正する法律(令和元年法律第70号)附 則第1条ただし書きに規定する改正規定の施 行日(以下、「施行日」という。)から効力 を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月 以内の日を株主総会の日とする株主総会につ
	(電子提供措置等に関する経過措置) 第1条 変更前定款第14条(参考書類等のインター ネット開示)の削除及び変更後定款第14条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部 を改正する法律(令和元年法律第70号)附 則第1条ただし書きに規定する改正規定の施 行日(以下、「施行日」という。)から効力 を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月 以内の日を株主総会の日とする株主総会につ いては、変更前定款第14条(参考書類等のイ
	(電子提供措置等に関する経過措置) 第1条 変更前定款第14条(参考書類等のインター ネット開示)の削除及び変更後定款第14条 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部 を改正する法律(令和元年法律第70号)附 則第1条ただし書きに規定する改正規定の施 行日(以下、「施行日」という。)から効力 を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月 以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(参考書類等のイ ンターネット開示)はなお効力を有する。
	(電子提供措置等に関する経過措置) 第1条 変更前定款第14条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行目(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又
	(電子提供措置等に関する経過措置) 第1条 変更前定款第14条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行目(以下、「施行目」という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した
	(電子提供措置等に関する経過措置) 第1条 変更前定款第14条(参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行目(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又